

令和5年第8回8月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和5年8月9日(水) 午後1時53分から午後2時28分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 35人中、35人出席

4. 出席委員名

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 田戸岡 誠 | 2. 古坂 勇樹 | 3. 太田 善造 | 4. 三橋 衛 | 5. 工藤 育江 |
| 6. 野宮富喜子 | 7. 笠井 正己 | 8. 新岡 亮 | 9. 吉田 秀美 | 10. 菊池 昭二 |
| 11. 葛西 勝久 | 12. 秋田谷廣次 | 13. 工藤しのぶ | 14. 成田 金春 | 15. 杉森 広宣 |
| 16. 今 輝義 | 17. 鎌田 誠 | 18. 福井 清光 | 20. 三橋 弘 | 21. 斉藤 鉄男 |
| 22. 成田 清繁 | 23. 長谷川一幸 | 24. 工藤 恒實 | 25. 長谷川秀樹 | 26. 小山内 壽 |
| 27. 藤本 正彦 | 28. 工藤 正樹 | 29. 稲葉 武彦 | 30. 福井二三夫 | 31. 工藤 宰 |
| 32. 横山 治彦 | 33. 山本 康樹 | 34. 神 文敏 | 35. 羽場 晃 | 36. 浅見 春樹 |
- 計 35人

5. 欠席委員名 計0人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第45号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第46号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第47号 農地に該当するか否かの判断について

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

議案第49号 農用地利用集積計画の決定について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 係長：村田龍治 主幹：成田圭吾 主事：對馬拓朗
主事：西巻塁斗 専門員：吉田真也 計6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和5年第8回(8月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

暦の上では立秋ということで、秋に入りましたが、まだまだ暑いため体調には十分注意してください。それで、今月は、25日に地区農業委員会大会を深浦町で、28日から30日まで、3年に1回の視察研修という日程が組まれておりますので、皆様

方のご参加お願い致します。

さて、本日は8月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、35名中35名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には31番工藤宰委員、30番横山治彦委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第13号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第45号	農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第46号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第47号	農地に該当するか否かの判断について
議案第48号	農用地利用集積計画の決定について
議案第49号	農用地利用集積計画の決定について

以上、報告1件、議案5件、計6件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第13号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」

を事務局から報告させます。

事務局報告（西巻主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第13号について説明いたします。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和5年8月9日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第13号は、1ページの番号100番から2ページの番号105番までの6件です。解約は田が6件で面積は63,594㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第45号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

3ページをお開きください。議案第45号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承認を求める。令和5年8月9日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は4ページの取消し願の写しのとおり1件です。4ページの案件は令和5年5月総会で農地法第3条の売買で許可されましたが、都合により取消し願を提出したものです。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第45号の質疑を終結致します。これより、議案第45号を採決致します。おはかり致します。議案第45号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり許可処分の取消しを承認することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第46号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

それでは、5ページをお開きください。議案第46号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年8月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第46号は、5ページの番号179番から8ページの番号188番までの10件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が4件で、田が23,271㎡、畑が3,950㎡、「贈与」が5件で、田が33,853㎡、畑が768㎡となっております。また、地上権更新は、昭和60年7月8日に地上権設定した際の目的や存続期間、範囲を変更するためのものです。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから3ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。次に、売買価格について説明いたします。5ページ、179番の畑は総額39万5千円、10a当り10万円、180番の田は10a当り20万円、181番の田は総額80万円、10a当り約13万1千円、6ページ、182番の田は10a当り25万円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第46号の質疑を終結致します。これより、議案第46号を採決致します。おはかり致します。議案第46号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第47号農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

9ページをご覧ください。議案第47号農地に該当するか否かの判断について。耕

作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和5年8月9日提出、つがる市農業委員会会長。

10、11ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。皆様のお手元に、現地調査報告書を配布しています。地区ごとに農業委員3名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、稲垣地区、畑が1筆で面積が56㎡、田が1筆で面積が191㎡です。次に11ページの森田地区、畑が6筆で面積が10,077㎡、田が1筆で166㎡となっており、本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員3名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第47号の質疑を終結致します。これより、議案第47号を採決致します。おはかり致します。議案第47号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第47号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第48号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは12ページをお開きください。議案第48号について説明いたします。

「農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年8月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第48号は、12ページ 番号37番から、23ページ 番号274番までです。内訳ですが、「公社からの売買」で、田が3件、面積が合計5,411㎡です。次に、

「新規の賃貸借」で、田が3件、畑が1件、面積が合計19,087㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が14件、面積が合計189,945㎡です。議案第48号の合計としまして、田が合計20件、畑が1件、合計21件、面積が合計214,443㎡ですが、田と畑両方の賃貸借が1件ありますので、番号で数えると20件になります。

それでは、売買価格について説明致します。12ページをお開きください。12ページ番号37番の田は、10a当り20万円です。次に、番号38番の田は、10a当り20万円です。次に、番号39番の田は、総額125万円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第48号の質疑を終結致しこれより、議案第48号を採決致します。おはかり致します。議案第48号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第49号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、6番工藤育江委員、34番神文敏委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（6番工藤育江委員、34番神文敏委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第49号について説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは24ページをお開きください。議案第49号について説明いたします。

「農用地利用集積計画の決定について」。農用地利用集積計画を定めるため、農業経

営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年8月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第49号は、24ページ 番号911番から913番までです。内訳ですが、「新規の賃貸借」で、田が2件、面積が6,213㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が1件、面積が合計6,394㎡です。議案第49号の合計としまして、田が3件、面積が合計12,607㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第49号の質疑を終結致します。これより、議案第49号を採決致します。おはかり致します。議案第49号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は、原案のとおり決定致しました。6番工藤育江委員、34番神文敏委員入室願います。

（6番工藤育江委員、34番神文敏委員が入室し着席）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

1) 日時 令和5年9月4日(月) 午後2時00分より
場所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2) 日時 令和5年10月5日(木) 午後2時00分より
場所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

1) 令和5年度 つがる市農業委員会視察研修について（村田総括主幹）
2) 農業委員会大会・研修会について（對馬主事）

- 3) 2023年度農業委員会業務必携の配布について（對馬主事）
- 4) 農用地のあっせんのお願について（成田主幹）
- 5) つがる市農業委員会委員の募集について（農林水産課 中野課長補佐）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和5年第8回（8月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。